

平成25年度ダイオキシン類の自主測定結果について

ダイオキシン類対策特別措置法で規定する特定施設（大気基準適用施設および水質基準適用事業場）の設置者は、同法第28条第1項、第2項および第3項の規定により、排出ガス等の自主測定をおこない、その結果を都道府県知事に報告することが義務づけられています。今回、平成25年度の自主測定結果について下記のとおり取りまとめましたので、同法第28条第4項の規定に基づき公表します。

各施設または事業場の自主測定結果は、別表1～3のとおりです。

記

1 大気基準適用施設の報告状況

(1) 排ガス自主測定結果報告状況

滋賀県内（大津市除く※）で、平成25年4月1日時点で届出されている大気基準適用施設は、129施設でした。

平成25年度においては、廃止された施設が8施設、休止中の施設が23施設あり、排出ガス中のダイオキシン類自主測定結果の知事への報告は97施設、未報告が1施設でした（表1）。報告された97施設のうち、排出基準の超過はありませんでした（表2）。

未報告の1施設については、施設の改善等に関して継続指導中です。

※ 大津市に所在する施設については、大津市長へ届け出られています。

表1 排出ガスの自主測定実施状況

特定施設の種類	届出施設数 (H25.4.1時点)	内訳 (H26.4.30 時点)			
		報告	未報告	休止	廃止
アルミニウム合金製造施設	18	14	0	1	3
廃棄物焼却炉	111	83	1	22	5
合計	129	97	1	23	8

- 1) 休止は平成25年度中に休止していた施設数
- 2) 廃止は平成25年度中に廃止届出がされた施設数
- 3) 平成25年度における新設施設はなし。

表2 排出ガス中のダイオキシン類濃度の自主測定結果

特定施設の種類 ※1		報告施設数 ※2	排出基準 超過施設数	自主測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	排出基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	
アルミニウム合金 製造施設	①	15	0	0.005～1.3	5	
	②	10	0	0.00032～0.27	1	
廃棄物 焼却炉	4t/h以上	①	3	0.00000069～ 0.000046	1	
		②	3	0.000056～0.0032	0.1	
	4t/h未満～ 2t/h以上	①	18	0	0.00031～1.7	5
		②	12	0	0～0.0012	1
	2t/h未満～ 200kg/h以上	①	14	0	0～6.5	10
		②	11	0	0.0000025～4.7	5
	200kg/h未満	①	28	0	0.0059～6.5	10
		②	7	0	0.000014～2.3	5
合計		121				

※1 特定施設の種類の欄中の①はダイオキシン類対策特別措置法が施行された平成12年1月15日までに設置された施設、②は平成12年1月15日以降に設置された施設。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）の許可施設については、①は平成9年12月1日までに設置された施設、②は平成9年12月1日以降に設置された施設

※2 1回の測定を1施設としているため、表1の内訳の報告数とは一致しない。

(2) ばいじん、燃え殻自主測定結果報告状況

廃棄物焼却炉のばいじんおよび燃え殻中のダイオキシン類の自主測定結果は、表3のとおりでした。

ばいじんについては、3施設で廃棄物処理法に基づく特別管理廃棄物に該当していましたが、これらのばいじんについては、2施設において特別管理産業廃棄物として適正に処理または処理予定であり、1施設（高島市環境センター）においては不適正処理がなされたことから改善措置を指導中です。また、未報告の1施設については、(1)の未報告の施設と同一です。

燃え殻については、特別管理廃棄物の該当はありませんでした。

表3 廃棄物焼却炉のばいじんおよび燃え殻中のダイオキシン類濃度の自主測定結果

	報告施設数 ※	未報告 施設数	特別管理廃棄物 適用施設数	自主測定結果 (ng-TEQ/g)	処理基準値 (ng-TEQ/g)
ばいじん	71	1	3	0～11	3
燃え殻	74	1	0	0～2.9	3

※ 排出口が複数の焼却炉で共用となっている施設やばいじんと燃え殻の混合排出等の施設があること、および1回の測定を1施設としているため、表1の施設数とは一致しない。

2 水質基準適用事業場の報告状況

滋賀県内（大津市除く）で、平成25年4月1日時点で届出されている水質基準適用事業場数は、10事業場（19施設）で、平成25年度中に新設、廃止はなく、平成26年3月31日時点で10事業場（19施設）でした。

平成25年度においては、公共用水域に排水がない7事業場（16施設）を除いた3事業場（3施設）について、排出水中のダイオキシン類自主測定結果が報告されました（表4）。報告されたすべての事業場は基準に適合していました（表5）。

表4 水質基準適用事業場の自主測定実施状況

2段書きの（ ）内は、施設数

特定施設の種類の種類	届出事業場数 (H26.4.1時点)	事業場数内訳 (H26.4.30 時点)				
		報告	未報告	休止	廃止	対象外
アルミニウム合金製造施設 から発生するガス処理施設	3 (4)	0 (0)	0	0	0	3 (4)
廃棄物焼却炉から発生する ガスを処理する施設および 生ずる灰の貯留施設	6※ (12)	1 (1)	0	0	0	5※ (11)
フロン類の破壊施設	1 (1)	0	0	0	0	1 (1)
下水道終末処理施設	2 (2)	2 (2)	0	0	0	0
合計	10 (19)	3 (3)	0	0	0	7 (16)

注) 「対象外」とは、特定施設内で排水を循環利用するなど、公共用水域に排水がないため、自主測定の必要のない事業場をいう。

※「廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設および生ずる灰の貯留施設」については「下水道終末処理施設」に設置されている施設が含まれているため2事業者分の重複があり、合計値はこれを控除している。

表5 排出水中のダイオキシン類濃度の自主測定結果

特定施設の種類の種類	報告事業場数	基準超過事業場数	自主測定結果 (pg-TEQ/リットル)	排出基準値 (pg-TEQ/リットル)
廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設及び生じる灰の貯留施設	1	0	0	10
下水道終末処理施設	2	0	0.0001～0.0016	10
合計	3	0		

【参考】

単位について

ng (ナノグラム) : 10億分の1グラムを意味する。

pg (ピコグラム) : 1兆分の1グラムを意味する。

TEQ : 毒性等量と言い、ダイオキシン類の中で最も毒性の強いとされている2,3,7,8-TeCDD(2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン)の毒性を1.00とし、ダイオキシン類のそれぞれの異性体の毒性を2,3,7,8-TeCDDに換算して合計したもの。

m³N : N (ノルマル) とは、気体は温度や圧力によって体積が変化するので、0℃、1気圧に換算した状態の気体の体積を表している。

ダイオキシン類に係る廃棄物処理法とダイオキシン類対策特別措置法の規制について
(廃棄物焼却炉に係るもの)

廃棄物処理法 許可対象施設

- (焼却能力200kg/時または火格子面積2.0m²以上の焼却炉等)
- 施設設置の許可 (第 15 条)
 - 許可施設の構造基準 (第 15 条の 2)
 - 許可施設の維持管理基準 (ダイオキシン類排出濃度を含む) (第 15 条キシン類排出濃度を含む) (第 15 条の 2 の 3)
 - 維持管理基準に適合していないと認めるときは、改善若しくは一時停止を命ずることができる。(第 15 条の 2 の 7)

ダイオキシン類対策特別措置法届出対象施設

- (焼却能力 50kg/時または火床面積 0.5m²以上の焼却炉)
- 施設設置の届出 (第 12 条)
 - ダイオキシン類の排出濃度の基準値 (第 20 条)
 - 排出基準超過が継続するおそれがあると認めるときは、改善若しくは一時停止を命ずることができる。(第 22 条)
 - 施設設置者による自主検査結果の県へ報告、県の当該結果の公表 (第 28 条)

ばいじんおよび燃え殻の処理基準

廃棄物焼却炉の集じん機で集められたばいじんおよび燃え殻については、ダイオキシン類の含有量が 3 ng-TEQ/g を超えるものは、廃棄物処理法に基づく特別管理廃棄物に該当し、その処理基準に従った処理が必要となる。

(ただし、平成 12 年 1 月 15 日において現に設置され、又は設置の工事がされていた施設において生じたばいじんおよび燃え殻については、廃棄物処理法が定める方法により処分を行う場合に限り、特別管理廃棄物に係る処理基準は適用されない。)